

災害廃棄物委員会報告書

令和3年5月

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

災害廃棄物委員会

災害廃棄物委員会 委員等名簿

令和元年7月発足時点

委員	新沼 学	(一社) 岩手県産業資源循環協会	副会長
委員	大賀 実	(一社) 千葉県産業資源循環協会	副会長
委員	小林 哲也	(一社) 新潟県産業資源循環協会	専務理事兼 事務局長
委員	山本 浩也	(一社) 愛知県産業廃棄物協会	理事
委員	山本 彰徳	(一社) 和歌山県産業資源循環協会	専務理事
委員長 (令和2年7月から)	大塚 雅司	(一社) 岡山県産業廃棄物協会	会長
委員	岸 史郎	(一社) 徳島県産業資源循環協会	会長
委員長 (令和2年6月まで)	大野 羊逸	(一社) 熊本県産業資源循環協会	会長
委員	加久 伸治	(一社) 熊本県産業資源循環協会	専務理事
オブザーバー	星賀 均	(公社) 北海道産業資源循環協会	事務局次長
オブザーバー	高橋 龍之	(一社) 福島県産業資源循環協会	副会長
オブザーバー	松田 裕雄	(公社) 大阪府産業資源循環協会	専務理事兼 事務局長
オブザーバー	山下 俊之	(一社) 広島県資源循環協会	専務理事
オブザーバー	水口 定臣	(一社) えひめ産業資源循環協会	専務理事兼 事務局長
オブザーバー	大野 一郎	(公社) 福岡県産業資源循環協会	専務理事

目 次

はじめに	1
1. 委員会会合の日時と主な議題	2
2. 事例発表と意見交換（第2回会合から第4回会合）	3
3. 事例に見られる重要な事項	1 2
4. 環境省からの検討依頼（産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）） （第4回会合）	1 5
5. 環境省通知への対応（第5回会合）	1 5
6. 連合会と日本災害対応システムズとの今後の連携（第6回会合）	1 6
7. 今後の作業案（第7回会合）	1 6
別紙1 災害廃棄物委員会（仮称）の設立(案)	1 8
別紙2 都道府県協会アンケート調査（平成31年4月）の主な結果概要 ＜別掲＞令和2年7月6日環境省通知：廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について （通知）	2 0 3 0
別紙3 環境省からの通知『産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する 支援体制の強化等について』を受けた連合会及び都道府県協会の 当面の取組について（決定） 令和2年4月22日	3 7
別紙4 令和2年春・点検状況の連合会への報告概要	4 1
別紙5 公益社団法人全国産業資源循環連合会と一般社団法人日本災害対応 システムズの災害廃棄物処理に関する今後の協力について 令和3年5月13日	4 3
別紙6 災害廃棄物管理システム（いわき市における事例）	4 4
別添 8 事例と環境省「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）」 ← 「正会員連絡用サイト」に収録。	4 5

はじめに

平成 28 年の熊本県地震、平成 29 年の九州北部豪雨（福岡県・大分県）、平成 30 年の西日本豪雨（広島県、岡山県、愛媛県等）・大阪府北部地震・北海道胆振東部地震後における災害廃棄物処理に、正会員協会が深く関わった。災害廃棄物委員会は、この経験を共有し、災害発生時に被災・正会員協会がより一層機動的に活動できるように備え、また、広域な災害の場合における、被災・正会員協会を非被災・正会員協会が支援する仕組みを検討することを目的として令和元年 7 月に発足した。

災害廃棄物委員会は、令和元年 9 月から令和 3 年 7 月まで計 7 回開催された。第 2 回から第 4 回の会合にわたり計 8 件の災害廃棄物処理支援の事例の報告を関係協会から受けるとともに、第 4 回会合における環境省との意見交換とその後の環境省通知（令和 2 年 3 月 31 日）を踏まえて、第 5 回会合において連合会と都道府県協会の当面の取組を検討した（決定は令和 2 年 4 月 22 日）。更に、被災都道府県を超えて広域に処理する観点から第 6 回会合では日本災害対応システムズと意見交換を行った。

本委員会の設立前には、「災害廃棄物処理体制構築マニュアル」（平成 16 年 9 月）と「産業廃棄物処理業界における災害廃棄物処理支援の手引き～災害発生時の円滑な協力・支援に向けて～」（平成 21 年 2 月）の見直しが強く意識されたが、令和元年に発生した台風 15 号（令和元年 9 月）と台風 19 号（令和元年 10 月）の大規模な風水害の発生、その災害廃棄物処理の実情を踏まえた環境省からの検討依頼（於：令和 2 年 2 月 21 日全国会長理事長会議）及び環境省通知（令和 2 年 3 月 31 日）の連合会への発出を受けて、本委員会は通知への対応と日本災害対応システムズとの連携の検討を優先した。

その結果、上記のマニュアル等の見直し作業を令和 3 年 7 月までの委員会期限までに行うことは出来なかったものの、1）8 件の災害廃棄物処理支援の事例に基づく重要事項の確認、2）環境省通知（令和 2 年 3 月 31 日）を踏まえた連合会と都道府県協会の当面の取組の決定、3）連合会と日本災害対応システムズとの協力に関する合意形成、を行った。本報告書は、これらの内容を記録したものである。なお、環境省は令和 2 年 2 月に「災害時の一般廃棄物処理に関する初期対応の手引き」を公表しており（令和 3 年 3 月改訂）、今後はこの手引きも参考としながら、上記のマニュアル等の見直しを検討する必要がある。

災害廃棄物委員会としては、期限を更に 2 年延長し、当面の課題を更に検討しつつ必要となる作業を続けることについて、理事会の了解を求めたい。なお、現時点で考える今後の作業案については、7. に記した。

なお、災害廃棄物委員会の検討開始前に行ったアンケート調査と、連合会と都道府県協会の当面の取組に従ったアンケート調査については、その重要な部分を本報告書の別紙２と別紙４にそれぞれ記載している。

1. 委員会会合の日時と主な議題

	日時	主な議題
第１回	令和元年 9 月 3 日	・ 今後の検討の方向及びスケジュールについて ・ 「災害廃棄物処理に関するアンケート」の取りまとめ結果の概要について（事務局からの説明） ・ 災害廃棄物処理に関する事例発表・意見交換の進め方について
第２回	令和元年 10 月 7 日	・ 事例発表と討議 1. 平成 30 年 9 月の胆振東部地震に伴う災害廃棄物の処理（北海道産業資源循環協会） 2. 東日本大震災（平成 23 年 3 月）のいわき市における災害廃棄物処理（福島県産業資源循環協会） 3. 平成 30 年 6 月の大阪北部地震、平成 30 年 9 月の台風第 21 号及び第 24 号に伴う災害廃棄物の処理（大阪府産業資源循環協会）
第３回	令和元年 11 月 18 日	・ 事例発表と討議 1. 協定に基づく災害廃棄物処理業務（平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応）（岡山県産業廃棄物協会） 2. 平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応（広島県資源循環協会） 3. 平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応（えひめ産業資源循環協会）
第４回	令和 2 年 1 月 17 日	・ 事例発表と討議 1. 平成 29 年 7 月九州北部豪雨の対応について（福岡県産業資源循環協会） 2. 平成 28 年 4 月熊本地震における災害廃棄物の処理状況（熊本県産業資源循環協会） ・ 環境省からの説明「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）」

令和 2 年 3 月 31 日 環境省環境再生・資源循環局長から全国産業資源循環連合会長へ通知 (産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について)		
第 5 回	令和 2 年 4 月 14 日	・環境省からの通知（産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について）を受けた連合会及び都道府県協会の当面の取組について（案）
第 6 回	令和 2 年 7 月 28 日	・公益社団法人全国産業資源循環連合会と一般社団法人日本災害対応システムズとの今後の連携について
第 7 回	令和 3 年 5 月 18 日	・報告書案の検討

2. 事例発表と意見交換（第 2 回会合から第 4 回会合）

第 2 回委員会から第 4 回委員会において 8 協会から事例を発表してもらった後に、委員との意見交換が行われた。

事例 1		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 10 月 7 日	星賀 均（（公社）北海道 産業資源循環協会事務局次 長）	平成 30 年 9 月の胆振東部地震に伴う災害廃棄物の処理
	主な発表内容	
	1 初期対応の遅れ、2 「災害廃棄物」の定義や解釈が不明瞭、3 災害廃棄物処理の（協会）受託にあたっての諸課題、4 処理体制確保に関する諸課題、5 処理現場で発生した課題（発表資料は正会員連絡用サイト）	
	希望する要望事項	
	○ 単価設定の参考となる実勢処理単価の定期的な調査・取りまとめ	
	○ 再委託業務に対する、調達、管理、支払、実績報告等、一連の作業マニュアルの作成	
	○ 再委託業者の業務実績等を一元的に管理・集計できるフォーマットの作成	
	○ 中間処理後災害一般廃棄物の再々委託の特例化	
	○ 安定型最終処分場乗り入れ特例の常設化	

事例 2		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 10 月 7 日	高橋 龍之（（一社）福島 県産業資源循環協会副会 長）	東日本大震災（平成 23 年 3 月）のいわき市に おける災害廃棄物処理
	主な発表内容	
	処理契約の形態（いわき市と共同事業体。いわき方式：いわき市が構成員 61 社と各々個別契約を締結）、業務委託契約単価表、マネジメント体制、仮 置場、分別一覧、選別作業、再利用一覧、廃棄物残量／仮置場数／仮置場延人 数／車輛延台数の推移、搬出／運搬／処理の情報管理、事故件数、放射能対 策、いわき方式による利点、反省点を発表 【いわき方式による利点】 ・ 共同事業体構成員が一体となって、個々の持ち味を生かし合った処理を 可能とした。 ・ マネジメント業務の受託者が、いわき市と会員企業の窓口となり、情報 伝達がスムーズに行えた。 ・ 市、県産廃協等との連携が密になされていたため、受入から処理まで整 然と事業が展開できた。 ・ 災害廃棄物管理システムを提案し採用され、証拠（エビデンス）の保 存、報告書作成等の効率化・共有化ができた。 ・ 市民の放射能への不安を各種情報公開により払拭できた。 【反省点】 ・ 数年単位での作業員の確保に苦慮した。 ・ 仮置場の近傍に民家があり、作業時の騒音等に気を使った。 ・ オペレーター不足により、一部作業効率が上がらなかった。 ・ 収集運搬、最終処分等の種別毎に定例会等を開催し、情報共有を図る機 会をもう少し設けたかった。 （発表資料は正会員連絡用サイト）	

事例 3		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 10 月 7 日	松田 裕雄（（公社）大阪 府産業資源循環協会専務理	平成 30 年 6 月の大阪北部地震、平成 30 年 9 月 の台風第 21 号及び第 24 号に伴う災害廃棄物の

事)	処理
主な発表内容	
平成 30 年度大阪府協会の災害廃棄物処理事業、大阪府協会本部及び現地本部の組織、大阪府協会災害物対策に係る連絡体制、大阪府北部地震・台風 21 号及び 24 号の災害廃棄物の処理状況一覧、大阪府北部地震災害廃棄物処理支援活動開始までの手順、災害廃棄物事務処理手数料 5 % 手数料の妥当性 大阪府協会が、大阪府経由の協力依頼に答えるため、被災 5 市 1 町における災害廃棄物処理を受託した。何点か今後の課題として挙げると（令和 2 年 3 月龍野浩一・大阪府産業資源循環協会事務局次長による報告文から抜粋）、 1. 協力依頼時における、本会と支部における態勢の速やかな起動 2. 最適な処理工程案を策定できる人材と態勢の確保 3. 会員企業の選定に係る公平性及び透明性の向上 4. 処理契約の内容の合理性（費用科目及び区分、費用科目の根拠、契約の時期・期間、契約内容の変更可能性の想定、協会における資金繰り） 5. 現場責任者の資質の標準化（仮置場の準備・調整、帳票等の運用、現場管理、作業従事者の指導教育、状況の報告） 6. 運搬時：過積載防止の確認徹底、安全で適正な搬出（積載物のシート掛け）及び指定経路に関する運搬指示の遵守徹底 7. 運搬時・処分時：帳票類の過不足ない運用と将来の簡素化（紙マニフェスト又は電子マニフェストの利活用） 8. 事務局責任者と現場責任者との双方向で密なコミュニケーション 9. 協会事務局における業務執行時の慢性的な人員不足 （発表資料は正会員連絡用サイト）	

事例 4		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 11 月 18 日	岩本 充博（（一社）岡山 県産業廃棄物協会専務理 事)	協定に基づく災害廃棄物処理業務（平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応）
	主な発表内容	
	・ 西日本豪雨災害後の一連の業務（倉敷市真備町における収集運搬業務、総社市一次仮置場からの運搬業務、二次仮置場（岡山県環境保全事業団水島	

	処分場)の管理運営業務、一次仮置場(フラワーフィールド)の運営管理業務・処分委託業務、笠岡市一次仮置場における中間処理業務、笠岡市一次仮置場における選別・運搬・処分業務、井原市一次仮置場からの運搬、焼却前切断業務) ・ 西日本豪雨災害における反省点(苦労した点、問題点と課題) ◆苦労した点は6つある。 ①倉敷市からの初動要請はとりあえずできる限りの車を出してほしいということであったが、現場は自衛隊、地元建設業団体、県外の協力団体の車両や重機、また住民の車両がひしめき合い、道路は大渋滞で、積込場所や積降場所でも1時間以上の時間待ちが発生していた。〔動ける台数、効率性の問題〕 ②倉敷市からの急な車種限定、増車、減車等の要請が多く、会員への周知や配車調整に苦慮した。特に、単価が決まる前の増車とピークを過ぎた後の減車調整には大変苦慮した。〔計画性の問題〕 ③仮置場についても、急な設置要請や受入時間の変更要請があり、調整に苦慮した。 ④業務を優先し、契約は事後となったため、外注業者や参加会員への支払いに苦慮した。協会の運転資金として銀行から1億円を借り入れ、対応した。〔お金の問題〕 ⑤収集運搬業務では現地事務所がないため、協会事務局が行政からの要請窓口、配車調整、協会内外との連絡調整、契約・実績請求・支払事務等の災害業務に係る事務を行った。このため、通常業務の延期や中止等の支障を生じた。〔事務局の問題〕 ⑥仮置場管理業務は、受入管理の途中で災害協定に基づく緊急随契期間(おおむね3か月)が到来し、中間処理以降の業務は入札業務になった。協会は災害協定に基づく業務以外の入札業務は行わないため、協会員5社を中心とした共同企業体が入札に参加・受注し、協会から災害廃棄物処理業務を引き継いだ。〔実施期間の問題〕 ◆問題点と課題を挙げる。 ①区域を分けて運営を任される撤去作業では協会のノウハウを活かした対応ができるが、初動の混乱期における車両提供では自治体の要請に応える対応がすべてとなる。このため、協会は現地調査を行い、必要な車両の選定、飛散防止の指示、集合場所の確保、現場の受付、参加車両への指示・確認など、廃棄物処理のプロとして他の模範となる体制を構築し、実施していく必要がある。
--	--

	②迅速な初動対応を行うには、事前に行政機関と要請業務の内容、業務単価等を協議・確認しておく必要がある。業界としての標準単価があれば協議しやすい。 ③実施体制づくりにおいては、業務ごとの世話役の確保と連絡網の整備が重要である。また、事務局体制の確保も忘れてはならない。 ④会員の資機材調査を行い、会員の被災状況を踏まえた実施体制づくりが必要である。 ⑤災害協定に基づく緊急随契期間終了後の入札業務に対し、地元業界として参加できる体制を研究する必要がある。 ⑥リサイクル処理のためには、県外処分先も視野に入れて考えなければならない。 ⑦地元の自治体と地元の協会との災害協定に基づく業務と広域連携との関係の整理が必要である。 ・ 連合会災害廃棄物委員会で検討していただきたい事項（広域体制のあり方、広域体制で行う災害業務の範囲、被災地元協会に支援してほしいこと） （発表資料は正会員連絡用サイト）
--	--

事例 5		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 11 月 18 日	山下 俊之（（一社）広島 県資源循環協会専務理事）	平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応
	主な発表内容	
	・ 平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害廃棄物処理の支援状況（広島県との協定に基づく、広島県資源循環協会の 4 支部の活動）を発表。 ・ 広島県との協定では、①県が市町、協会が会員企業の窓口となる、②県と協会が連携しながら、市町の災害廃棄物処理を支援する、③協会の初動対応は無償、長期・大規模対応は有償を原則とする。 ・ 初動段階では、7 市町で延べ 31 社が災害廃棄物処理の支援に携る。平成 30 年 7 月下旬以降は全ての市町で、個別企業との有償支援に移行した。 ・ 教訓としては、①近年、数十年に一度と言われる災害が頻発するなど、災害の激甚化、広域化、災害メカニズム等の変化等が生じていると思われること、②それに伴い、災害に関する過去の知識・経験が役に立たなくなっており、将来に備えた知見の集積や、従来の対策の見直し等が必要と思われること、③広島県では土砂災害が多く、処理業者も品目や方	

	式が細分化した専門業者が多いことから、土木を含む総合処理体制の構築や、平時における支援体制づくりが重要となっていること、④近年の災害の激甚化・広域化に伴い、処理業者や顧客が被災して域内の処理能力(余力)が不足するおそれがあることから、広域的支援体制の検討が必要になっていると考えられること (発表資料は正会員連絡用サイト)
--	---

事例 6		
日時	発表者	発表テーマ
令和元年 11 月 18 日	水口 定臣（（一社）えひめ産業資源循環協会専務理事）	平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害での対応
	主な発表内容	
	平成 30 年 7 月豪雨災害に対する愛媛県協会の対応状況を報告。 ○ 会員の被災状況確認 ・ 7 月 8 日（日）全会員を対象に被災の有無、被災内容の調査を FAX で実施 ・ 25 会員が被災しそのうち 14 会員が事務所流水没や車両機材等水没による甚大被災 ○ 災害廃棄物処理資機材緊急調査 ・ 7 月 9 日（月）人員、運搬車両、積込機材の支援可能資機材調査実施 ・ 結果については、県及び問合せ市町に適宜提供 ○ 情報提供・助言等の実施 ・ 県と共に大洲市、宇和島市に災害廃棄物処理について助言（分別方法、処理方法等） ・ 宇和島市及び松山市に対して処理困難物処理方法等について助言 ・ 大洲市と包括契約を行った会員に対して処理できない災害廃棄物の処理方法等の助言斡旋を実施（処理業者や資機材手配） ・ 会員に対して通達やグループ補助金等の情報の提供 ○ フォローアップ調査 ・ 県の防災担当課及び廃棄物担当課が実施したフォローアップ調査等への協力 → 災害廃棄物処理対策実務マニュアルの策定 なお、報告の際には、愛媛県が作成した資料（平成 30 年 7 月豪雨に係る災	

	害廃棄物処理について（平成元年 10 月 16 日）を参考資料として使用。同資料は、次の項目を網羅、すなわち、①被害の実態、②災害廃棄物処理の課題、③災害廃棄物処理の概要、④宇和島市・大洲市・西予市の処理状況、⑤災害廃棄物処理の進捗状況、⑥検証等、⑦愛媛県の取組。 愛媛県協会として問題点等は以下のとおり。 ○旧協定では、協力要請は市町村名、協力内容、その他必要な事項を、文書をもって行うとあるが、具体的協力内容が明確にならず要請が無かった。 ・ 市町から要請を直接協会が受けれるよう協定改定 ・ 協力内容については、被災の状況、災害廃棄物等の処理等を行う場所、内容、期間、その他必要な事項と新協定に明記した ○協定で費用は災害発生直前における適正な価格とあるが、具体的でないため苦慮した。 ・ 費用で折り合わなかった件についてはボランティアで実施 ・ 協会内での単価表の作成検討や全国単価表の作成 ○平成 30 年 3 月災害廃棄物対策四国ブロック協議会で「大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物行動計画」を策定し訓練等も実施していたが、情報伝達、仮置場の設置、分別方法、協力要請の仕方等行動計画にあるものが県及び市町に充分周知されていなかった。 ○会員の災害廃棄物処理に対する認識及び協会本部及び支部の対応能力の向上 ・ 岡山県における災害廃棄物処理の視察研修実施（R1.9.18～19） ・ BCP 研修会（H29）や情報伝達訓練の実施を予定 ○協会が受託するには D.Waste-Net のような全産連からの人的支援が必要 （発表資料は正会員連絡用サイト）
--	---

事例 7		
日時	発表者	発表テーマ
令和 2 年 1 月 17 日	大野 一郎（（公社）福岡県産業資源循環協会専務理事）	平成 29 年 7 月九州北部豪雨の対応について
	主な発表内容	
	1. 平成 29 年 7 月九州北部豪雨について 2. 平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害廃棄物処理に関する対応について	

	2.1 災害協定に基づいた支援（朝倉市、東峰村）（災害発生から2か月間） 2.2 流木処理業務（平成29年11月～平成31年3月） 3. 苦労した点・課題 3.1 市町村が指定していない場所にある災害廃棄物について 3.2 市町村の処理施設で処理できない災害廃棄物について 中間処理：福岡県産業資源循環協会が市町村からの委託先であるため、再委託する中間処理業者で処理を完結しないといけない。農薬、オイル関係、塗料等は市町村からの直接委託による処理とした。 最終処分：福岡県内の管理型最終処分場の残余容量がほとんどないので、環循適発第1709041号平成29年9月4日付け特例通知に基づき、安定型最終処分場の業者に処分を依頼した。 4. 本委員会の今後の検討に求めること 4.1 安定型最終処分場への搬入については、可能な限り、早く搬入できる体制（制度）の構築 4.2 県内で処理できない災害廃棄物については、他県との効率の良い連携の構築 （発表資料は正会員連絡用サイト）
--	--

事例8		
日時	発表者	発表テーマ
令和2年 1月17日	加久伸治（（一社）熊本県産業資源循環協会専務理事）	平成28年4月熊本地震における災害廃棄物の処理状況
	主な発表内容	
	被災市町村と会員会社が処理契約を締結、市町村ごとに幹事社を指名、幹事社が収集運搬と仮置場の運営管理。さらに、共同事業体が仮置場から移動・集積した災害廃棄物を処分。 1. 仮置場について ① 仮置き場の選定は事前に選定されている市町村もあったが、選定されていない市町村も有り十分な検討がされないまま設置されたところもあった。その結果、仮置き場の設置し直し等も起こり、スムーズな処理に支障を来した。例をあげると、	

	- 河川敷を仮置場に設定したため、増水による二次被害の恐れがあり、一旦受け入れた廃棄物を別の仮置場に移動させることとなった。 - 仮置場の進入路が狭く、搬出に際し大型車輛が入れないため搬出に時間が掛かった。 ② 仮置場の管理運営に関し、搬入時の分別の徹底、スムーズな搬入のためのレイアウト設定、住民・ボランティアへの周知徹底が重要であるが、その為には被災自治体職員による現場での指導が重要となる。今回は職員の絶対数が足りない事情もあり、仮置場での分別等を事業者だけが行う場合もあり、分別指導でのトラブルや渋滞が起こる例も見受けられた。時間が経つにつれて職員での対応が出来るようになると分別やレイアウトの変更もスムーズとなった。 このようなことから、処理計画の段階で職員の貼り付けをする、平時から住民に分別の重要性等を周知し理解・協力して貰う、ボランティアに対しても分別の重要性を認識させておく等の対応が重要である。また、分別品目の検討、レイアウトの検討も事前に行っておくべきである。 ③ 安全衛生管理体制に関しては、特にボランティアを始め一般の人が出入りすることから現場管理人等の責任は重大である。また、解体物から出るアスベスト対策は、職員の健康管理等の面から最も重要なものであり、適正な対応が求められるため、毎日の始業時の安全チェック等を適切に行う必要がある。更に、一般人が出入りすることからこれらの人の事故対応保険への加入が必要である。 2. 協力体制の構築について 大規模な災害の場合、対応業者も多く必要となることから、会員会社の事前の協力体制の把握を行うと共に、発災時の調査も重要となる。また、先程の仮置場や想定される災害廃棄物の量の把握など含め日頃から市町村の災害廃棄物処理計画に対し意見を述べるなど自治体との協力体制を密にしておくことが重要である。 この際、本県の場合、阿蘇地方は未だ道路が寸断されている状況で有り、発災当初は市町村からの要請があっても道路事情で対応出来ない期間があったことから、想定される道路被害にも目を配る必要がある。
--	--

	3. 契約関係について 契約に当たっては、自治体で積算ができず見積書を要求され、単価見積りが必要となった。今回はこれまでの災害で提示してきた単価表を最初用いたが、その後の状況で単価改定を何度か行った。 特に、事務管理費については、当初設定の総費用の8%という提示について環境省が、人件費等の積み上げで行うようにとの指導があり、建設単価を参考に単価設定を行い、幹事社に提示し、8%と積み上げについて市町村の意向でどちらかを選択したが、結局、8%と積み上げのどちらも会計検査での指摘は受けなかった。しかしながら今後は、積み上げ以外は認めないことも想定されるためきちんとした人件費等の設定が必要となるのではと思われる。 また、補助金決定の関係上、契約金の支払いが年度末になることもあったため各幹事社においては、再委託した会員会社への支払いを滞らせないように自費での借入れを行ったが、その借入利息は幹事社の手出しとなった。長期に亘る業務の場合、仮払い制度の導入等を図る必要があると思われる。 4. その他 今回の災害では、高速道路での搬送が多かったことから高速道路利用の無料化が行われたがその証明書が各車輛毎、各区分毎の発行となり、事務処理に膨大な事務が発生した。県とNEXCOとの協議にもよるが大規模な災害の場合、カード式等の方法を考える必要があり、今後の課題である。 (発表資料は正会員連絡用サイト)
--	---

3. 事例に見られる重要な事項

8件の事例に関する発表内容と討議等を踏まえると、①平時、②災害発生から災害廃棄物の仮置き、③災害廃棄物の処分、に3区分した際に重要と考えられる事項は、以下のとおりである。なお、④全般、特に廃棄物処理法との関係も記載する。

①平時

1. 協会として災害廃棄物処理の支援を行う際の対応マニュアル^(注1)を整備し適宜改定する。

→ 対応マニュアルを会員会社に周知するとともに、対応マニュアルを都道

府県及び市町村と共有

2. 電話、メール等による関係者との連絡網を整備する。
→ 都道府県、市町村、支部長会員、会員会社との伝達訓練を行う。
3. 災害発生時の初動対応を平時から想定しておく。
4. 都道府県との協定を踏まえて、市町村との協定締結を進める。
5. 市町村が災害廃棄物処理計画（仮置場の設置を含む。）を策定するにあたり技術的な意見を述べ、日頃から市町村との協力関係を築く。
6. 会員会社における資機材に関する調査（注2）を定期的に行う。
→ 資機材調査の結果は、都道府県及び市町村と共有する。

②災害発生から災害廃棄物の仮置き

7. 協会と都道府県・市町村との災害発生直後からの打合せ（注3）、その後の所要の打合せを行う。
8. 協会と支部、会員会社との災害発生直後からの打合せ、その後の所要の打合せを行い、迅速な意思決定を行う（注4）。
9. 市町村（又は都道府県）からの処理委託（注5）の検討と決定
→ 委託方式としては、協会が元請けとなる、あるいは個々の会社（共同事業体の場合もある）が元請けとなる、の2方式がある。前者の場合、協会から会員会社へ委託可能であるが、その会員会社から他の会員会社への再委託は廃棄物処理法の規定により出来ない。
10. 市町村（又は都道府県）による仮置場の場所決定後、仮置場の運用管理（注6）を行う
→ 市町村と協議して適地を選定する必要がある。仮置場から災害廃棄物を処分するために搬出する際の道路の確保と、仮置場における災害廃棄物を分別するに最適なレイアウトと動線の設定が重要である。
11. 仮置場へ災害廃棄物を搬送する車輛の手配と運行管理（注7）
12. 災害廃棄物の搬送において高速道路を利用する際の手続き・事務軽減

③災害廃棄物の処分

13. 市町村（又は都道府県）からの処理委託（注8）の検討と決定
→ 委託方式としては、通常個々の会社（共同事業体の場合もある）が元請けとなる。
14. 被災都道府県外での処分を行う必要がある場合、県外の協会と連携する、あるいは日本災害対応システムズの協力（注9）を得る。

④全般、特に廃棄物処理法との関係

15. 管理者が存在する構造物由来の災害廃棄物の扱い、あるいは産業廃棄物としての処理
16. 市町村を跨ぐ災害廃棄物の移動の場合、廃棄物処理法第6条に基づく市町村間で

の協議・了解^(注10)が必要となる。

17. 廃棄物処理法第15条の2の5の適用^(注11)による、産業廃棄物処理施設での災害廃棄物の受け入れ手続きを行う。
18. 災害廃棄物の情報管理のシステム^(注12)
19. 解体に伴う災害廃棄物を処理する際にはアスベスト対策が必要となる。

(注1) 対応マニュアル：対応マニュアルには、再委託における調達、管理、支払、実績報告に関する業務が記載されることが必要である。また協会事務局の体制についても記載されることが必要である。

(注2) 資機材に関する調査：産業廃棄物処理業者の法人名、担当者名、連絡先、支援が可能な事柄と規模（派遣可能な人数、使用可能な機材の種類及び数、処理可能な品目及び量等）等を事前に把握する。特に、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物、動物又は植物に係る固形状の不要物、及び動物の死体など迅速な処理が求められる災害廃棄物が発生した場合に備えて、それらの許可を持つ産業廃棄物処理業者とは連絡がとれることが望ましい。また、土砂と災害廃棄物が混在する場合に対応できる会社を把握することも望ましい。

(注3) 災害発生直後からの打合せ：広域での処理が見込まれる時、あるいは環境省 D-Waste ネットワークが動く場合、日本災害対応システムズが打ち合わせに参加する。

(注4) 迅速な意思決定：意思決定にあたっての協議者を少なく予め定めておくことが適当である。

(注5) 市町村（又は都道府県）からの処理委託：業務単価・処理単価等の事前準備が望ましい。事務管理費を位置づけられるかが課題である。金融機関からの一時借入（再委託先への支払い用）を想定する必要がある。

(注6) 仮置場の運用管理：住民が直接災害廃棄物を持ち込む際に、住民を指導できるように市町村職員の立ち合いがある、あるいは市町村職員になり代わって住民に協力を求める工夫が必要である。

(注7) 車輛の手配と運行管理：他団体の要請による車輛や自衛隊の車輛との混在による渋滞が発生するおそれがある。市町村からの都度要請があった場合はその対応に難しさがある。協会自らが行う場合には連絡・調整・報告に膨大な事務量が発生する。

(注8) 市町村（又は都道府県）からの処理委託：業務単価・処理単価等の事前準備が望ましい。事務管理費を位置づけられるかが課題である。金融機関からの一時借入（再委託先への支払い用）を想定する必要がある。

(注9) 日本災害対応システムズの協力：別紙5の文書を参照。

(注10) 廃棄物処理法第6条、廃棄物処理法施行令第4条第9号イに基づく市町村間での事前通知：

(注 11) 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の適用：令和 2 年 7 月 16 日から施行された廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 16 では、「産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法 15 条の 2 の 5 第 1 項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、令第 7 条各号に掲げる当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができる（規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項）。なお、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、非常災害時は、その処理を開始した後、遅滞なく届ければ足りる。」

(注 12) 情報管理のシステム：報告書の作成等の効率化・共有化に役立つ

4. 環境省からの検討依頼（産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案））（第 4 回会合）

台風 15 号（令和元年 9 月）と台風 19 号（令和元年 10 月）の大規模な風水害が発生し、災害廃棄物の処理支援に多数の正会員協会が関わった。この処理過程で浮き彫りになった課題を踏まえ、第 4 回会合では、環境省が作成した別添の資料「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）」について、本委員会は環境省からの説明を受けて討議。大きな事項は以下のとおり。

- 災害時に産廃業界に期待される役割と初動期のタイムライン
- 次の水害シーズンまで（令和 2 年 5 月頃まで）に講じるべき平時の準備
- 中長期的に求められる平時の準備

5. 環境省通知への対応（第 5 回会合）

上記の「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）」については、令和 2 年 1 月 31 日の事務局責任者会議及び令和 2 年 2 月 21 日の全国会長理事長会議において、環境省から説明を受けた。その後、令和 2 年 3 月 31 日付で、環境省環境再生・資源循環局長から全国産業資源循環連合会長へ通知（産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について）が出されたので、これを受けて連合会及び都道府県協会の当面の取組について（案）を検討し、別紙 3 のとおり決定した。

連合会及び都道府県協会の当面の取組について（決定）においては、以下の 4 点に関して令和 2 年 6 月末までに都道府県協会から連合会へ報告を求めており、その報告の概要は別紙 4 のとおりである。

1. これまでの都道府県・政令市や市町村との平時からの連携体制

2. 災害対応に係る協会の意思決定
3. これまでの会員企業の資機材等の調査
4. 都道府県担当部局との意思疎通・情報共有のための会議の実施

6. 連合会と日本災害対応システムズとの今後の連携（第6回会合）

本委員会は、日本災害対応システムズから活動内容について報告を受けるとともに、日本災害対応システムズからの呼びかけに答え、連合会と同システムズとの連携のための協力書を討議した。その後、連合会と同システムズが協議を行い、別紙5の文書が合意された。

7. 今後の作業案（第7回会合）

本委員会は、今後の作業案として以下を了承した。

- 1 連合会は都道府県協会における以下の実施状況を定期的に把握し、都道府県協会の対応能力の向上に資する支援を引き続き検討する。
 - 都道府県・政令市や市町村との平時からの情報や意見交換
 - 災害対応に係る協会の意思決定
 - 会員企業の資機材等の調査
 - 都道府県担当部局との意思疎通・情報共有のための会議の実施
- 2 連合会は、災害等の緊急時における連合会事務局及び都道府県協会関係者・事務局の連絡先リストの整備と更新（メールアドレス及び携帯電話番号を含む。）を行う。
- 3 連合会は、都道府県協会における災害廃棄物処理に関するマニュアルや手引きの策定状況や内容を把握するとともに、都道府県協会間での同マニュアル等の共有を正会員連絡用サイトにより行う。
- 4 災害廃棄物委員会^(*)は、災害廃棄物処理を市町村から都道府県協会が委託を受けることを想定し、委託契約における重要な事項（特に、費用科目及び区分、費用単価）について、過去の事例を参考として可能な共通化を検討する。
- 5 災害廃棄物委員会^(*)は、資機材調査や仮置場の設営と管理に関する都道府県協会における経験を把握し、都道府県協会における災害廃棄物処理に関するマニュアルや手引きに反映させることを検討する。

- 6 災害廃棄物委員会^(*)は、広域な災害の場合における、被災・正会員協会を非被災・正会員協会が支援する仕組みを検討する

(*) 災害廃棄物委員会の期限を更に2年延長することを理事会が了解した場合

災害廃棄物委員会（仮称）の設立(案)

1.経緯と必要性

近年、地震又は水害に伴う災害廃棄物処理が大きな問題となっている。具体的には、平成 28 年の熊本県地震、平成 29 年の九州北部豪雨（福岡県・大分県）、平成 30 年の西日本豪雨（広島県、岡山県、愛媛県等）・大阪府北部地震・北海道胆振東部地震後における災害廃棄物処理である。

都道府県協会は、連合会が平成 16 年 9 月に作成した「災害廃棄物処理体制構築マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を参考として、会員企業が所有する資機材の調査、都道府県等との協定の締結等、平常時・災害発生時の協力体制の構築を進めてきた。更に、都道府県協会における災害廃棄物処理の経験を元に課題等を整理し、連合会では平成 21 年 2 月には災害発生後の協力・支援について「災害廃棄物処理支援の手引き」をとりまとめ、都道府県協会へ情報提供するとともに、都道府県協会間の情報共有に努めてきた。

このような先行した取り組みがあるものの、災害が発生した都道府県協会では、被災市町村の考えや災害の場所・種類・規模に応じて、会員企業とともに初動時から試行錯誤しながら対応してきている実状がある。また、平成 27 年には廃棄物処理法が改正され災害廃棄物処理のルール・手続き等が改まったこと、全国での地震や水害による被害が広域化・激甚化していること、都道府県協会の対応能力を継続して維持する必要があることから、災害廃棄物委員会（仮称）を設置し、2.に記す目的のため 3.に掲げる事項（案）について改めて検討を行う必要がある。

2.目的

都道府県協会では近年得られている災害廃棄物処理の経験・教訓を全国の都道府県協会でも共有し、災害発生時に被災・都道府県協会がより一層機動的に活動できるように備える。また、広域な災害の場合における、被災・都道府県協会を非被災・都道府県協会が支援する仕組みを検討する。

3.検討事項（案）

1. 「災害廃棄物処理体制構築マニュアル」（平成 16 年 9 月）と「産業廃棄物処理業界における災害廃棄物処理支援の手引き～災害発生時の円滑な協力・支援に向けて～」（平成 21 年 2 月）についての広範な学習・点検。
2. 1.の点検を踏まえてマニュアル及び手引きの必要な見直しと充実。例えば、事前の

資機材調査のあり方、市町村との契約方式・内容、支払保証、作業員の労災保険。

3. 都道府県協会による、災害廃棄物処理に関する会員企業の研修及び都道府県・市町村との共同学習。例えば、廃棄物処理法のルール・手続き、災害廃棄物の分別方針、災害廃棄物の仮置き場管理。
4. 都道府県協会による、市町村災害廃棄物処理計画策定への支援。
5. 都道府県協会、連合会及び関係行政機関の連絡体制の強化・連絡ルールの明確化（とりわけ、異なる都道府県に跨る災害、あるいは同時に発生した災害があった場合に重要）。例えば、連絡員の事前指定、電話番号・メールアドレスの共有、災害発生後の連絡ルール制定。
6. 平成 27 年改正後の廃棄物処理法上の災害廃棄物に係る特例の再検討。

都道府県協会アンケート調査（平成31年4月）の主な結果概要

1. 貴協会内で災害廃棄物処理にあたっての連絡体制・連絡ルールが平時から決まっていますか。該当するものを○で囲んでください（複数回答可）。

ア 協会と正会員企業との間で決まっている。

26 協会 / 47 協会 (70.3%)

〔北海道、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県〕

イ 協会と協定を結んでいる県との間で決まっている。

39 協会 / 47 協会 (83.0%)

〔北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県〕

〔非該当の協会：秋田県、山形県、群馬県、石川県、長野県、滋賀県、鳥取県、鹿児島県〕

ウ 協会と協定を結んでいる市町村との間で決まっている。

12 協会 / 47 協会 (25.5%)

〔岩手県、宮城県、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県〕

エ 協会と協力関係にある県内団体との間で決まっている。

該当なし。

オ 協会と他県の協会との間で決まっている。

該当なし。

カ その他

1 協会／47 協会（2.1％）。宮崎県協会では、県内7ブロック毎に県・市町村・一廃事業者等と整備を進めている。

キ 連絡体制・連絡ルールの整備はこれからである。

5 協会／47 協会（10.6％）

〔埼玉県、石川県、滋賀県、奈良県、鳥取県〕

2. 貴協会では、会員企業に対して、災害時に協力・支援可能な資機材に関する調査を最近行いましたか。該当するものを○で囲んでください（複数回答可）。

ア 平成30年度（2018年度）に行った。

27 協会／47 協会（57.4％）

〔北海道、秋田県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県〕

イ 平成29年度（2017年度）に行った。

20 協会／47 協会（42.6％）

〔北海道、青森県、宮城県、茨城県、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、大阪府、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県〕

ウ 平成28年度（2016年度）以前から毎年度行っている。

11 協会／47 協会（23.4％）

〔北海道、富山県、岐阜県、和歌山県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県〕

エ 調査をしたことはない。

5 協会／47 協会（10.6％）

〔群馬県、東京都、山梨県、三重県、島根県〕

なお、上記アからウまでのいずれにも該当しないが、一方「エ 調査をしたことはない」ではないとして、7 協会／47 協会（14.9％）からは次の回答があった。

岩手県協会：平成16年度と平成18年度に調査を行った。

福島県協会：平成25年度に調査を行った。

滋賀県協会：平成２８年度に調査を行った。

京都府協会：平成２７年度に調査を行った。

兵庫県協会：平成２６年度と平成２８年度に調査を行った。

鳥取県協会：調査は平成１６年から平成２５年１月まで行ってきたが、その後はしていない。

香川県協会：調査は平成２８年度以前から必要な年度で行ってきている。

３．貴協会は、災害廃棄物処理に備えて、地元の県又は市町村と協議する場を持っていますか。該当するものを○で囲んでください（複数回答可）。

ア 県とある。

２５協会／４７協会（５３．２％）

① １回/年は１２協会（４８．０％）。〔岩手県、神奈川県、福井県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、山口県、香川県、宮崎県、沖縄県〕

② 随時/年は５協会（２０．０％）。〔栃木県、千葉県、新潟県、島根県、熊本県〕

③ ２回/年は４協会（１６．０％）。〔三重県、和歌山県、広島県、大分県〕

④ ３回/年は３協会（１２．０％）。〔静岡県、岡山県、愛媛県〕

⑤ ４回/年は１協会（４．０％）。〔群馬県〕

イ 災害廃棄物に係る協定を結んでいる市町村とある。

９協会／４７協会（１９．１％）

① １回/年は７協会（７７．８％）。〔岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、香川県、熊本県、大分県〕

② ３回/年は１協会（１２．０％）。〔宮城県〕

③ 随時/年は１協会（１２．０％）。〔岩手県〕

ウ 前項イ以外の市町村とある。

２協会／４７協会（４．３％）

岡山県協会：回数は、３回/年

山口県協会：回数は、１回/年

エ 国が主催する協議会で地元の県又は市町村と協議することがある。

７協会／４７協会（１４．９％）

① ２回/年は５協会（７１．４％）。〔静岡県、大阪府、兵庫県、岡山県、愛媛県〕

② １回/年は２協会（２０．０％）。〔北海道、富山県〕

オ ない。

18協会（38.3%）

〔青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、山梨県、石川県、長野県、滋賀県、鳥取県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県〕

4. 貴協会独自で災害廃棄物処理に関するマニュアルや手引きを作成している場合、それらのマニュアルと手引きに関して記入してください。

次の14協会／47協会（30.0%）から回答があった。

- 青森県協会：「災害廃棄物処理体制構築マニュアル」（2008年9月8日作成）…
会員企業、県・市町村に配布
- 宮城県協会：「役に立つ！Q&A 災害廃棄物処理の初動期活動」（2017年3月11
日作成）…各団体会員企業等に配布
- 茨城県協会：「災害廃棄物処理等実施対応マニュアル」（2017年3月16日作成）
…会員、県、市町村に配布
- 千葉県協会：「地震等大規模災害時の対応マニュアル」（2014年3月作成）…千
葉県、市町村に配布
- 静岡県協会：「災害廃棄物処理・復興マニュアル」（2009年10月1日作成）…
災害廃棄物処理協会員、県及び市町に配布
- 静岡県協会：「災害廃棄物処理初動マニュアル」（2017年12月14日作成）…
災害廃棄物処理協会員に配布
- 愛知県協会：「愛産協業務継続計画」（2015年3月31日作成）…協定を締結し
ている愛知県及び54市町村に配布。また、ホームページで公開
- 三重県協会：「災害廃棄物処理応援協定に係る協力支援マニュアル」（2018年2
月16日作成）

- 京都府協会：「災害廃棄物処理等の協力支援に関する規程」（２０１１年４月１９日作成）
- 大阪府協会：「(公社) 大阪府産業資源循環協会災害時復旧活動協力規程」及び「大阪市域における災害廃棄物処理行動等協力マニュアル」（２０１８年４月作成）…協会理事に配布
- 島根県協会：「一般社団法人島根県産業廃棄物協会災害廃棄物処理等マニュアル」（２０１５年８月１５日作成）
- 岡山県協会：「岡山県産業廃棄物協会災害廃棄物処理支援業務マニュアル（案）」及び「同支援業務の概要（案）」（２０１８年３月２９日作成。※当面、（案）で運用し、市町村等の意見を聴き最終調整予定）…「マニュアル（案）」は協会役員、県に配布。「概要（案）」は会員、市町村に配布するとともに、協会会報誌及びHPに掲載
- 山口県協会：「災害廃棄物処理等実施対応マニュアル」（２００６年９月２８日作成）…県・市町・支部に配布
- 愛媛県協会：「災害時における復旧支援規程」（２０１８年３月作成）と「災害時における復旧支援規程」（２０１９年３月作成）…ともに、正会員、行政（県・市町）に配布
- 熊本県協会：「災害廃棄物処理支援マニュアル」（２０１８年９月１日作成）…協会内（支部長、事務局）及び県・市町村に配布

5. 災害廃棄物対策に係る廃棄物処理法の見直し意見（全産連事務局のコメントを付記）

公益社団法人北海道産業資源循環協会 ＜改正すべき事項＞ 一般廃棄物中間処理施設から排出された、中間処理後一般廃棄物の取扱いの明確化及び再々委託の特例化	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
○災害廃棄物の処理支援に当たって、乗り入れ届中間処理業者を活用したが、中間処理後一般廃棄物の処理責任が産業廃棄物のように明確にはなっておらず、取扱いに苦慮した。	→「乗り入れ届中間処理業者」：法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に基づく届出、あるいは同条第 2 項の規定に基づく事後の届出により一般廃棄物処理施設を所有している産業廃棄物の中間処理業者。（以上、北海道協会・星賀事務局次長に確認） →中間処理後の残さ物は一般廃棄物なので、市町村に処理責任。
○再委託を行っているので、最終処分場を持っていない中間処理業者が最終処分や再生利用を委託すると再々委託の禁止事項に抵触する。	→左記の場合、再受託者に当たる中間処理業者は最終処分場を有しないにもかかわらず、最終処分を含めた処分を再委託されていることとなる（再委託基準違反）。 【関係条文等】 ・廃棄物処理法施行規則第 1 条の 7 の 6 第 2 号イ ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」平成 27 年 8 月 6 日（＊）

(※)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」平成 27 年 8 月 6 日より抜粋

② 受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。

(イ) 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 ＜改正すべき事項＞ ①手続きの更なる簡素化 ②特例措置の徹底	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
①自治体間の通知…契約締結、期間、内容が揃うまで出せない。	→廃棄物処理法施行令第 4 条第 9 号イ
②一部自治体では、内部規定で制限をかけている例などがあつた。産廃施設において同様の一廃を受け入れる場合は、事後の届出で良いとあるが、現実はそうではない。（瓦…陶磁器屑、省令による手当がない場合など）	→法 15 条の 2 の 5（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）の拡充等の見直し →令和 2 年 7 月 16 日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」参照（別掲）

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会 <改正すべき事項> 国庫補助対象の明確化	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
○災害廃棄物としての位置づけを明確にしてほしい。国庫補助対象となる処理や行為を環境省において、表にしているが、例えば中小企業から災害により発生したものであり、住民から発生したものと混在している場合は補助対象となるが、混在しない場合は対象外となり、企業による資力が災害により消失した場合は処理が行わなく、そのまま放置される可能性もある。	→災害等廃棄物処理事業費補助金 「中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの」(平成 26 年 6 月「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」26 頁「(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表」より抜粋)
○また、河川内、山中、農地などはそれぞれ所管省庁の補助がない場合は、生活環境に支障がない場合は放置されてしまう。国庫補助対象となる廃棄物が優先されないよう、被災前の状態に一日も早く戻るように、法整備に加え、法に基づかない支援体制作りも進めていただきたい。	→河川：「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」 →森林：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による森林災害復旧事業支援 →農地：「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会 <改正すべき事項> 法運用の明確化	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
○受託者となった協会が参加会員により業務を実施するのは、再委託に該当するのか。	→（再委託に該当するのではないか。）
○処理施設設置手続きの特例届出において、産業廃棄物の種類と災害廃棄物の種類の整合を図って欲しい。	→令和 2 年 7 月 16 日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」参照（別掲）

一般社団法人広島県資源循環協会 <改正すべき事項> 災害廃棄物処理に備えた処理施設の事前手続等の導入	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
○今回、産廃処理施設の特例届を行おうとしたところ、産廃施設に該当しないため、一廃施設の災害時特例届及び建築基準法許可を求められた事例があった。 ○このため、災害時の一廃施設設置に係る建築基準法の許可手続きを廃棄物処理法同様に緩和するとともに、災害廃棄物の処理の迅速化・円滑化を図る観点から、産廃施設で処理できる災害廃棄物をあらかじめ明確にして事業者の法令リスクを低減させるため、 ①災害廃棄物処理施設に係る認定制度 ②災害時に発動する（停止条件付き）一廃施設の事前許可や届出制度等の創設について提案する。	→一般廃棄物処理施設の設置許可は建築基準法第 51 条ただし書の許可が必要であり、同許可の取得は困難なので、廃棄物処理法の非常災害時の特例届け（法 9 条の 3 の 3）とした事例。 当該産廃処理施設は令 7 条施設ではなかったため、法 15 条の 2 の 5 の特例の対象外の施設であった。 また、非常災害時の特例届けの手続きにおける生活環境アセスは、たまたま別件で実施していたアセスの流用が認められた。 （以上、広島県協会・山下専務理事に確認） →令和 2 年 7 月 16 日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」参照（別掲）

公益社団法人福岡県産業資源循環協会 <改正すべき事項> 安定型処分場への搬入について	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
○災害廃棄物（安定型物）の安定型処分場への搬入について、現在、特例通知が出て以降でないと、搬入できないため、すぐに搬入できるようにして頂きたい。	→令和 2 年 7 月 16 日付「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」参照（別掲）

一般社団法人熊本県産業資源循環協会 <改正すべき事項> ①産業廃棄物処理施設での受入れ拡大について ②災害派遣等従事者車庫証明の見直しについて	
事情・背景・理由	全産連事務局コメント（参考）
①災害廃棄物を受入れ出来ない産業廃棄物処理施設での受入れ拡大をお願いしたい。産業廃棄物中間処理（堆肥化施設）については、災害廃棄物を受入れできない。	→法 15 条の 2 の 5（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）の対象施設の拡充。
②廃掃法ではないが、災害時には、被災地の災害救助に従事するために緊急通行車両または災害派遣等従事車両については、高速自動車道路を使用した場合、無料とする措置が図られています。 災害廃棄物処理についても、災害救助に従事する産業廃棄物収集運搬車両の高速自動車道路を使用する場合、無料とされています。 熊本地震では、産業廃棄物収集運搬業者は高速道路を無料とするために車両毎に「災害派遣等従事車両証明書」を記載し、片道毎に通行券と一緒に料金所ごとに提出し、使用した証明書の管理簿を作成しなければならなかった。 この「災害派遣等従事車両証明書」の申請は各自治体へ提出し発行を受けますが、熊本地震では会員と市町村の便宜を図るため、本協会が熊本県にまとめて申請を行い、産業廃棄物収集運搬業者の受渡しは本協会が行いました。 この受渡しについては、24 自治体より支援要請を受け、配布枚数は発災から平成 28 年 10 月までの 7 ヶ月間で約 5 万枚となった。 一回毎に証明書を提出する現在の制度では、その事務処理量も膨大なものとなることから「災害派遣等従事車両証明書」ではなく、高速自動車道路を使用する産業廃棄物収集運搬車両毎に 1 枚の無料通行カード式証明書への見直していただきたい。	

環循適発第 2007161 号
環循規発第 2007162 号
令和 2 年 7 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（公 印 省 略）

廃 棄 物 規 制 課 長
（公 印 省 略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、令和 2 年 7 月 16 日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨と概要

一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する特例により、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であって環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けなくとも、都道府県知事に事前に届出をすることにより、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。また、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、非常災害時は、処理開始後遅滞なく届け出れば足りる。

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生しているところ、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、災害廃棄物の中には通常であれば産業廃棄物として排出される性状のものも多くあり、その処理に既存の産業廃棄物処理施設の更なる活用が考えられるため、法第 15 条の 2 の 5 の特例の対象となる災害廃棄物について、制度的措

置を講ずる必要がある。

また、高濃度 PCB 廃棄物については、国がこれまで整備を進めてきた中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の拠点的広域処理施設を活用してその処理を推進することとされているが、事業者が事業活動において使用していた PCB 含有安定器は、当該事業廃止後も引き続き事業所の建物において居宅用で使用された後廃棄される場合、当該安定器は一般廃棄物として排出されることとなる。特別管理産業廃棄物としての高濃度 PCB 廃棄物を処理する JESCO は、特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しているが、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しておらず、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の終了が迫る中、こうした一般廃棄物として排出されるものについても早期に処理を進めるため、制度的措置を講じる必要がある。

そのため、災害廃棄物及び PCB 廃棄物について、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続きを簡素化する所要の改正を行うこととしたものである。

二 改正の概要

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。

また、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB 廃棄物及びその処理施設を追加した。

第二 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理について

一 改正省令の対象となる場合等について

個々の災害が改正省令の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなるが、改正省令による災害廃棄物の処理を行う場合には、豪雨、台風及び地震等の自然災害等により、特に早急に処理すべき災害廃棄物が大規模に発生し、災害廃棄物処理計画等に基づく対応が困難である等の理由により、生活環境保全上の支障の防止等の必要があり、かつ、こうした理由により市町村内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であることが必要である。

また、非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合とは、当該非常災害の被災区域内の市町村の委託を受けて、同非常災害により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいう。

したがって、産業廃棄物処理施設の設置者から、改正省令により新設した規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の規定を適用するため法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出があった場合には、当該届出をした者に対し、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、同届出に係る処理が同非常災害により必要な応急措置として一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。なお、規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の適用は、非常災害により生じた一般廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該一般廃棄物の処理

が完了した時点で同項の適用はなくなることに留意されたい。

なお、改正省令による届出を行う場合にあっては、規則第12条の7の17第1項第9号の規定により、災害廃棄物が生じた時期及び地域に係る事項を届け出るとともに、それを受理した都道府県知事は、同条第4項第7号の規定により、同災害廃棄物が生じた時期及び地域について記載した受理書を、届出をした者に交付することとした。災害廃棄物が生じた時期は、顕著な災害を起こした自然現象として気象庁又は独自に地方公共団体等が名称を定めたものが発生し、明らかに当該自然現象によって廃棄物が発生したと認められる期間、その他自然現象と災害廃棄物の発生の因果関係が明らかに認められる期間とし、災害廃棄物が生じた地域は、当該自然現象に起因する災害廃棄物が生じた都道府県の区域とする。

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物について

1 中間処理

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において中間処理できる一般廃棄物は、当該廃棄物処理施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、当該廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されない。

次の(1)から(16)までに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じた一般廃棄物が想定される。加えて、例えば、平時に廃石膏ボードを処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した廃石膏ボードを処理する場合や平時に畳を処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した畳を処理する場合等が想定されるが、廃棄物処理施設の種類や当該処理施設において処理する一般廃棄物については、各自治体において適宜判断されたい。

- (1) 汚泥の脱水施設
- (2) 汚泥の乾燥施設
- (3) 汚泥の焼却施設
- (4) 廃油の油水分離施設
- (5) 廃油の焼却施設
- (6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- (7) 廃プラスチック類の破碎施設
- (8) 廃プラスチック類の焼却施設
- (9) 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (10) 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (11) 令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- (12) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- (13) 廃水銀等の硫化施設
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (15) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (16) 令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

2 最終処分

中間処理の場合と同様、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において最終処分できる一般廃棄物は、同廃棄物処理施設において最終処分する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、同廃棄物処理施設において最終処分する法第 15 条第 1 項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されている必要はない。

具体的には、近年の豪雨、台風及び地震等の自然災害により、被災地域において膨大な量のコンクリートくず等の災害廃棄物が発生している現状にあり、これらを迅速にかつ適切に処理する必要があることから、安定型最終処分場（令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において、災害廃棄物の処理を行う場合については、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第 8 条第 1 項の規定による許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第 6 条第 1 項第 3 号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合が想定される。

なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、当該安定型最終処分場において処理する一般廃棄物は、以下の（１）及び（２）のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であることが想定される。

（１）次のいずれかに該当する一般廃棄物

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物

（２）次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

- ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、シス—一・二—ジクロロエチレン、一・一・一—トリクロロエタン、一・一・二—トリクロロエタン、一・三—ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四—ジオキサン及びダイオキシン類
- ② 有機性の物質
- ③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿
 - ア 石綿保温材
 - イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたい。なお、（２）③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含む。

三 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る維持管理基準等について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要がある（規則第 12 条の 7 の 18）。なお、中間処理施設については、規則第 12 条の 7 の 2 の規定等に基づき、施設の種類等に応じ、維持管理の状況に関する情報の公表の必要性について判断されたい。

また、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用される（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。

四 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る処理基準について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用される（令第 3 条第 2 号及び第 3 号）。

五 運用の際の留意事項について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者から、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出を受理した際には、処理しようとする災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であることを踏まえ、届出をした者に対し、処理しようとする災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うとともに、届出をした者による不適正処理が生じるおそれがある場合は、遅滞なく改善に向けた指導を行うこと。

また、災害廃棄物の適正処理を確保するため、当該廃棄物処理施設に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたい。実施に当たっては、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確

認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

第三 PCB 廃棄物に係る一般廃棄物処理施設の設置について

PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため長期にわたり保管が継続され、また、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から環境汚染の進行が懸念される状況にあったことから、国が JESCO の拠点的広域処理施設の整備を行い、安全かつ適正に高濃度PCB 廃棄物の処理が進められてきた。このような経緯に鑑み、高濃度PCB 廃棄物としてのPCB 使用安定器は、法上の廃棄物の種類によらずJESCO において処分することが適当である。

そのため、JESCO において一般廃棄物としてのPCB使用安定器（以下「一廃安定器」という。）を処分するにあたっては、「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について（周知）（令和2年5月13日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡）」で周知したとおり、法第6条の2第2項の規定により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道PCB 処理事業所又は北九州PCB処理事業所へ委託することとした。一方、JESCO は法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けていないため、法第15条の2の5第1項の特例の対象となる産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物として、以下の（1）及び（2）に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、それぞれに掲げる一般廃棄物を追加した。

これにより、産業廃棄物処理施設の設置者であるJESCOが同項に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出ること、JESCOにおいて一廃安定器を処理するための一般廃棄物処理施設を設置することが可能となるので留意されたい。

- （1）廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
- （2）ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

第四 施行日、既存省令の廃止及び経過措置について

改正省令は、毎年のように全国各地で頻発する非常災害により発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため対応するものであること、また、JESCO が一般廃棄物処理施設を速やかに設置し、一廃安定器の処理体制を構築する必要があることから、施行日は公布の日とした。

また、現行制度においては、産業廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物を迅速に処理するため、非常災害毎に、第12条の7の16第1項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理施設の種類と一般廃棄物を定めている。改正省令により、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとするため、現に効力を有する以下の（1）から（4）までの特例省令については廃止するとともに、現に各特例省令の規定を適用し現行の第12条の7の17の規定によりされている届出については、各特例省令の規定を適用し改正後の同条の規定によりされた届出とみなす旨の経過措置を置いた。

- （1）平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境

省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 16 号）

- (2) 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(平成 30 年環境省令第 20 号)
- (3) 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 8 号）
- (4) 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号）

環境省からの通知『産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について』を受けた連合会及び都道府県協会の当面の取組について（決定）

令和2年4月22日
公益社団法人全国産業資源循環連合会

1 はじめに

以下は、当面の取組として今年度に行う取組を掲げたものである。

しかし、今般の環境省通知にも書かれているとおり、今後発生する大規模な災害に備えて、引き続き、平時から各都道府県協会及びその会員企業と都道府県及び市町村との情報交換を密に行った上で、協定の点検や訓練等も行うことで、災害時の産業廃棄物処理業者による災害廃棄物処理の支援体制を不断に改善し、強化していくことこそが重要である。

今年度の取組を新たなスタート・ラインとして、都道府県・政令市及び市町村と連携し、産業廃棄物処理業者による災害廃棄物処理への貢献を推進する。

2 今年度の取組の基本方針

災害廃棄物に関する行政との連携については大変重要であるが、都道府県協会ごとに、経験や体制の違い、あるいは、管轄の都道府県・政令市や市町村自身の取組の度合いの違いによって、状況が様々に異なる。このため、本取組は、すべての協会に一律な取組を求めるものではなく、すべての協会に、まずは現状の点検と課題の把握に早急に着手し、今年度は年度内にできる限りの改善策を講じることを求めるものである。

その際には、以下の「産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援の考え方」を踏まえる。

〔産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援の考え方〕

- ①支援として行う災害廃棄物の処理業務は、原則として、業務の余力をもって行うものであること。
- ②支援として行う災害廃棄物の処理業務（都道府県協会が行う場合を含む。）は、原則

として、有償契約に基づく業務として行うものであること。

- ③都道府県協会の運営体制や事務局はぎりぎりの体制（事務局は多くの場合２～５名程度。必ずしも受託・委託にたけた職員がいるのではない、など）であり、行政から求める水準の支援を必ずしも行うことができないこと。また、そのための拡充や強化は困難であること。
- ④都道府県域を超えた広域的な支援については、要請することと受諾することとの双方の局面があるが、他の都道府県域に支援を要請する必要性等についての意思決定を行うのは都道府県であり、要請側・受諾側のいずれの立場であっても、広域支援の相手側の地域や環境省との調整は基本的に都道府県が行うことが望ましいと考えること。

３ 都道府県協会に直ちに行っていただきたいこと

（１）次の事項の現状を点検し、要改善点を明確にすること（４月から５月末までに）

〔これまでの都道府県・政令市や市町村との平時からの連携体制〕

- ①都道府県・政令市や市町村との情報交換等の状況を点検する（「これまで、どのようなことを、どのような頻度でやってきているのか」、「定期的なものなのか否か」、「直近に行ったのはいつか」など）。
- ②都道府県・政令市や市町村が主催する会議や訓練への参加状況を点検する（「これまで、どのようなことを、どのような頻度でやってきているのか」、「定期的なものなのか否か」、「直近に行ったのはいつか」など）。
- ③産業廃棄物処理業者側の問題意識や要望を都道府県・政令市や市町村の各々に伝達する機会を、現状で持っているのか否かを点検する。

〔災害対応に係る協会の意思決定〕

災害対応に係る協会の意思決定については、平時の決定方法では時間がかかり、情報が不十分な中で短時間に結論を得ることが求められる。現在の協会の意思決定方法が、真に即応できるものなのか否かを点検する。

〔これまでの会員企業の資機材等の調査〕

- ①これまで行ってきた調査について、その内容が今般の環境省通知で求められている水準を満たすものか否かを点検する。
- ②特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、動物又は植物に係る固形状の不要物、動物の死体、畳、タイヤなどの処理に係る各々の許可や処理能力を持っている会員企業の把握ができているのか否かを点検する。

- (2) 都道府県担当部局との意思疎通・情報共有のための会議の実施（新型コロナウイルス対策の状況などを踏まえて可能な限り速やかに。遅くとも年度内に）

上記(1)の点検・検討結果を踏まえた上で、都道府県協会における改善に向けた今後の取組、並びに、都道府県・政令市及び市町村との連携の推進について、都道府県担当部局との意思疎通・情報共有のための会議を、調整の上で可能な限り速やかに実施する。

なお、この会議の実施に併せて、直近に行った会員企業の資機材等調査の結果を、会議の事前に都道府県・政令市に提供する。

- (3) 上記2項目の点検状況の連合会への報告

上記2項目の実施状況を6月末までに連合会に報告する（※回答様式を別途示すこととしているが、現時点で事務局が検討しているイメージを参考資料として添附する。）。

- 4 都道府県協会に今年度末までに行っていただきたいこと（来年3月末までに）

ー上記の現状点検により明確になった要改善点の改善ー

- (1) 災害対応に係る協会の意思決定方法の改善等

- ①上記の現状点検により、改善が必要であれば、可能な限り早期に規程の改正等を行う。
- ②また、上記の現状点検による改善点の有無に関わらず、今年度末までに、実際にその意思決定方法を用いて「情報伝達・共有が問題なく行えるか」、「協会の意思決定が迅速に行えるか」の確認を行い、必要に応じて見直しを行う。

- (2) 会員企業の資機材等の調査

- ①直近に行った資機材等の調査が平成29年度以前に実施したものである場合は、今年度中に新たな調査を行い、その結果を都道府県・政令市に提供する。
- ②これまでに「特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物、動物又は植物に係る固形状の不要物、動物の死体、畳、タイヤなどの処理に係る各々の許可や処理能力を持っている会員企業の把握」ができていない場合は、今年度中に新たに調査を行い、

その結果を都道府県・政令市に提供する。

- ③なお、資機材等の調査については、段階的に機能を高めていくことが適切だと考えることから、まずは、都道府県協会に上記２項目を今年度の取組として行っていたこととし、連合会は、資機材等の調査で把握する項目や実施頻度などの標準的・共通的な考え方を定めて、都道府県協会がそれに準拠して行うようにしていくための検討を急ぐこととする。

５ 連合会が今年度末までに行うこと（来年３月末までに）

- （１）災害等の緊急時における連合会事務局及び都道府県協会関係者・事務局の連絡先リスト（メールアドレス及び携帯電話番号を含む。）を作成する（その後も継続して、随時更新していく。）。
（２）その連絡先リストを用いて、情報連絡訓練を行う（その後も毎年度行う。）。
（３）上記「４ 都道府県協会に今年度末までに行っていただきたいこと」の実施状況をフォローアップする（とりまとめを来年４月までを目途に行う。）。
（４）上記３（１）に述べる点検結果も踏まえ、資機材等の調査に係る把握する項目や実施頻度などの標準的・共通的な考え方を改めて定める。その場合には、既に連合会が示しているもの、環境省近畿地方環境事務所が中心となって検討されているもの、都道府県協会の先例を参考とする。
（５）都道府県協会アンケート調査（平成３１年４月）及び災害廃棄物委員会における被災地８協会からの事例発表で得られた課題について、災害廃棄物委員会を中心に検討を行い、結論（引き続き検討を続ける中長期的課題の整理を含む。）を得る。

令和2年春・点検状況の連合会への報告概要

回答締め切り：令和2年6月末

1. 都道府県や市町村との平時からの連絡体制					
平時における情報交換・意見交換の状況	災害全般定期実施	他の会合において実施	必要に応じ実施	実施していない	場の設置・連絡網整備の検討
(1) 都道府県	10	14	13	10	6
(2) 市町村（中核市）	9	5	6	27	5

特記事項

- ・ 災害全般に特化し、都道府県等と定期的に意見交換を行っている協会は少ない。
- ・ 市町村との情報交換等の実施については、一部の中核市に限られる状況にある。
- ・ 市町村との意見交換等については、市町村の廃棄物担当者が少なく、平時から災害廃棄物処理に対する検討が進められている可能性は低いと思われ、意見交換等の実施は難しいと考えられる。

2. 災害対応に係る協会の意思決定方法				
意思決定に係る規程の有無	有り	無し	見直し予定	作成検討中
	26	21	5	5

特記事項

- ・ 意思決定に係る規程を有する協会においても、理事会の招集若しくは災害対策本部を立ち上げて意思決定を行う形が多いと思われる。

3. 会員企業の資機材等の調査					
資機材調査実施の有無	定期実施	実績有り	無し	予定有り	予定無し
	26	16	5	7	9

特記事項

- ・ 会員企業が保有する資機材の調査にとどまり、発災時に役に立つものか疑問を呈する意見が見受けられる。
- ・ 発災時における処理困難物（畳、農薬等）の処理については、会員企業の許可内容で把握しているとする協会が多い。
- ・ 四国4県では、統一様式、同一頻度で調査を行う予定がある。

4. 環境省通知発出後の都等府県廃棄物担当部局との意思疎通・情報共有のための会議の実施						
会議実施の有無	実施	実施予定	検討・調整中	予定無し		
	4	13	11	19		

特記事項

- ・ 環境省から通知が発出されただけでは都道府県は動かない、都道府県に対する説明会が必要ではないか、との意見がある。
- ・ 都道府県等に対し、協会側（4 協会）から働きかけを行ったが反応がないとの回答があった。

公益社団法人全国産業資源循環連合会と一般社団法人日本災害対応システムズの
災害廃棄物処理に関する今後の協力について

令和3年5月13日

災害廃棄物処理は、迅速・円滑・適正に対応しなければならない。そのためには、産業廃棄物処理業者が初動段階から関与していくことが不可欠である。そこで、公益社団法人全国産業資源循環連合会と一般社団法人日本災害対応システムズは、D. Waste-Net の構成員として災害廃棄物処理に関して下記のとおり協力することを合意した。

記

1. 災害廃棄物処理は地方公共団体の責務であり、処理主体をどこにするかを定めることは地方公共団体の判断であるが、初動段階の災害現場での打合せに被災市町村が属する都道府県の産業資源循環協会や日本災害対応システムズなど産業廃棄物処理に関与する者が入ることにより処理が円滑に進むと考える。また、被災市町村の必要に応じて全国産業資源循環連合会が被災都道府県以外の産業資源循環協会と調整することにより、大きな支援が可能となる。全国産業資源循環連合会と日本災害対応システムズはこのような認識の下、被災市町村の支援を行うために必要な状況とニーズを共有し支援を行う。
2. 災害廃棄物処理に係る法制度の運用改善、委託処理契約の充実、マニュアルの整備、災害現場での「環境省・都道府県・市町村・民間団体」の連携構築等のため、全国産業資源循環連合会と日本災害対応システムズは協力する。

公益社団法人全国産業資源循環連合会



会長 永井 良一

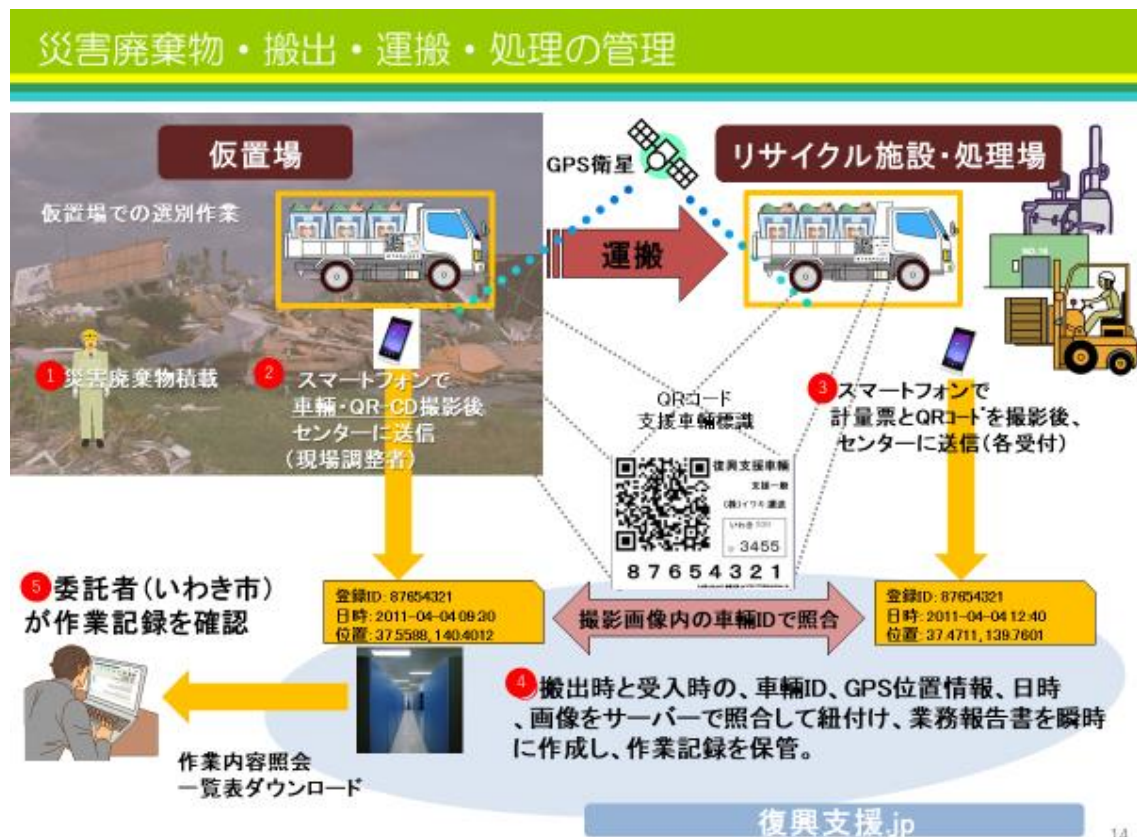


一般社団法人日本災害対応システムズ

理事長 上野 篤



災害廃棄物管理システム（いわき市における事例）



14

別添

8 事例 ← 「正会員連絡用サイト」に収録。

1. 北海道協会
2. 福島県協会
3. 大阪府協会
4. 岡山県協会
5. 広島県協会
6. 愛媛県協会
7. 福岡県協会
8. 熊本県協会

別添

環境省「産業廃棄物処理業界の災害対応力向上に向けて（案）」

← 「正会員連絡用サイト」に収録。